元気！長生き！ 太陽生命

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ

しおり約款閲覧コード
1012250401

医療保障付定期保険(07)

（自動更新用）

ご契約のしおり・約款

2025年4月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは、「**太陽生命保険株式会社**」を、また「支社」とあるのは「**太陽生命支社**」を、「本社」とあるのは「**太陽生命本社**」をさします。
◆**「医療保障付定期保険(07)普通保険約款」の正式名称には「(07)」の数字がついていますが、当冊子においては、読みやすさを考慮し一部において記載を省略しております。**

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。
後日当社で委託した専門の業務士（(株）審調社）等がご自宅等にお伺いさせていただき、お申込みいただきましたご契約の告知内容等について、確認させていただく場合がございます。
なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1．確認内容は、ご契約の同意、申込書等の自署、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
2．被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人（親権者・後見人）に確認します。
3．事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4．お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
なお、契約確認に要する時間は約15分です。

健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

もくじ

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明…… 1

特長としくみ
【1】特長としくみ …… 5

保険金等の請求
【1】保険金等の請求方法…… 6
【2】指定代理請求特約について …… 9

保険金・給付金等のお支払い
【1】主契約の保障内容…… 11
【2】特約の内容…… 12
【3】保険期間・自動更新 …… 13
【4】保険金等のお支払いの際の保険料精算について …… 13

保険料のお払い込みの免除
【1】保険料のお払い込みを免除する場合 …… 16

保険金等をお支払いできない場合
【1】保険金・給付金等をお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合 …… 17
【2】お支払いできない場合等の事例 …… 20

自動更新に際して
【1】お申込みの手続…… 22
【2】保険証券について …… 22
【3】告知・診査について …… 22
【4】クーリング・オフ制度のお取扱いはありません …… 22
【5】個人情報の取扱について …… 23
【6】本人特定事項等の確認について …… 24
【7】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について …… 24
【8】当社の組織形態および株式会社の運営について …… 29
【9】「生命保険契約者保護機構」について …… 30

ご契約後について
【1】保険料の払込方法について …… 32
【2】払込猶予期間とご契約の効力について …… 33
【3】効力を失ったご契約の復活について …… 34
【4】お払い込みが困難なときの継続方法について …… 34
【5】契約者配当金について …… 35
【6】受取人・住所等の変更や証券紛失 …… 35

【7】ご解約と解約払戻金について …… 37
【8】受取人によるご契約の継続について …… 38

税金について
【1】生命保険料控除について …… 39
【2】保険金・給付金の税法上のお取扱い …… 41

免責事由一覧
【1】保険金・給付金を支払わない場合 …… 42
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合 …… 43

全国支社一覧 …… 77

約款

医療保障付定期保険(０７)普通保険約款

(この保険の趣旨) …… 45
1.会社の責任開始期 …… 45
2.保険料の払込 …… 45
3.保険料の前納 …… 46
4.保険料払込の猶予期間および契約の失効 …… 46
5.契約の復活 …… 46
6.契約の更新 …… 47
7.保険金の支払およびその請求手続 …… 47
8.給付金の支払およびその請求手続 …… 48
9.保険金、給付金の支払の時期および場所 …… 50
10.保険料の払込免除およびその請求手続 …… 50
11.保険金、給付金を支払わない場合および保険料の払込免除をしない場合 …… 51
12.保険金等の支払方法の選択 …… 52
13.詐欺による取消または不法取得目的による無効 …… 52
14.告知義務および告知義務違反による解除 …… 52
15.解約 …… 53
16.入院給付金日額の減額 …… 53
17.解約払戻金 …… 53
18.年齢の計算および年齢、性別の誤りの処理 …… 54
19.契約者の住所または集金場所の変更 …… 54
20.契約者または保険金等の受取人の変更 …… 54
21.契約者または保険金等の受取人の代表者 …… 55
22.契約者配当金 …… 55

もくじ

23. 時効 …… 55
24. <削除> …… 55
25. 管轄裁判所 …… 55
26. デビットカード等による保険料等の払込 …… 56
27. 他の保険契約から更新する場合の特則 …… 56
28. 平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約から更新する場合の特則 …… 56
29. 遺言による保険金等の受取人の変更 …… 56
30. 給付金等の受取人による契約の存続 …… 56
31. 年払および半年払の契約における取扱 …… 57
32. 情報端末による契約の申込等に関する特則 …… 57

指定代理請求特約…… 67
専用集団取扱特約…… 70
保険料口座振替扱特約…… 72

主な保険用語のご説明

あ行	
受取人 （うけとりにん）	保険金・給付金等を受け取る人をいいます。 例：入院給付金の受取人は被保険者 　死亡保険金の受取人はご契約者が申込書で指定した方

か行	
解除 （かいじょ）	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 （かいやく）	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 （かいやくはらいもどしきん）	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
給付金 （きゅうふきん）	被保険者が、病気やケガにより入院されたとき、手術を受けられたとき、などに当社から支払われるお金のことをいいます。 例：入院給付金、手術給付金
契約応当日 （けいやくおうとうび）	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月ごとの契約日に対応する日をさします。
契約年齢 （けいやくねんれい）	被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：44 歳７ヵ月の被保険者の契約年齢は 44 歳となります。
契約日 （けいやくび）	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。
更新 （こうしん）	保険期間が満了したときに、健康状態に関係なく、原則としてそれまでと同一の保障内容で、保障が自動的に継続します。更新時の保険料等は、更新時の年齢・性別・保険料率で再計算されますので、通常更新前に比べて高くなります。
高度障害状態 （こうどしょうがいじょうたい）	被保険者が両眼の視力をまったく永久に失った場合など、約款に定められた、高度障害保険金等の支払対象となる状態のことです。
告知義務 （こくちぎむ） 　と **告知義務違反** （こくちぎむいはん）	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込み・復活などをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
失効 (しっこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、保険金・給付金等を受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金がある場合は、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。
指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。
支払事由 (しはらいじゆう)	保険金・給付金等をお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡、入院、手術
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金・給付金等をお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から会社が積み立てておく準備金のことをいいます。

た行	
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行	
払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払込みや告知・診査等が必要になります。
保険期間 (ほけんきかん)	保険契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます。
保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険金 (ほけんきん)	被保険者の死亡・高度障害などの場合に当社から支払われるお金のことをいいます。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

は行	
保険年度 （ほけんねんど）	契約日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の１年間を第１保険年度といい、以下順次、第２保険年度、第３保険年度・・・といいます。
保険料 （ほけんりょう）	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 （ほけんりょうはらいこみきかん）	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 （ほけんりょうはらいこみほうほう）	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の２通りがあります。払込方法（回数）には、月払・年払・半年払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱などがあります。通常この２通りを組み合わせて、「口座月払」のような表示をします。
保険料払込猶予期間 （ほけんりょうはらいこみゆうよきかん）	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、会社の定める期間内にお払い込みいただいた場合には、契約は有効に継続します。この期間を猶予期間といいます。年払・半年払と月払とでは保険料払込猶予期間は異なります。

ま行	
免責事由 （めんせきじゆう）	支払事由が発生しても、例外として保険金・給付金等をお支払いしない事由をいいます。例：ご契約後２年以内の自殺など。

や行	
約款 （やっかん）	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。
予定利率 （よていりりつ）	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

特長としくみ

【1】特長としくみ

この保険は、被保険者の医療保障に重点をおいて設計された保険です。
※なお、この保険は新契約としてのお取扱いはありません。

1．名称

●この保険の正式名称は、医療保障付定期保険(07)です。

2．特長

●被保険者が保険期間中に、疾病により８日以上または不慮の事故による傷害により５日以上継続して入院されたときは、その入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。
●被保険者が保険期間中に、所定の手術を受けられたときは、手術の種類に応じて手術給付金をお支払いします。
●被保険者が保険期間中に、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡・高度障害保険金（入院給付金日額の100倍に相当する金額）をお支払いします。
●保険期間満了の際、更新しない旨のお申し出がないかぎり、当社の定める範囲内で、被保険者の健康状態にかかわらずご契約は自動的に更新されます。
※この保険には満期保険金はありません。

3．しくみ図

保険金等の請求

【1】保険金等の請求方法

1．ご請求手続きの流れ

●被保険者が亡くなられたり、入院・手術等された場合、まずは太陽生命へご連絡ください。

●保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

●請求のイメージ

お客様	太陽生命
① 請求のご連絡 当社担当職員または当社お客様サービスセンター(裏表紙を参照)にご連絡ください。 	
	② 請求のご案内 請求にあたっての詳しいご案内と、請求に必要な書類をお届けします。 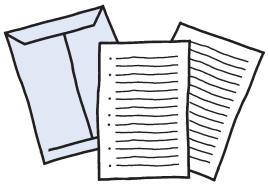
③ 書類の準備・提出 ・請求書類に必要事項をご記入ください。 ・医療機関(病院等)に診断書等の発行をご依頼ください(ご自身の記入で代用できるものもあります)。 ・ご案内した書類をご準備ください。 すべて準備できましたらご提出ください。	
	④ 書類の点検・給付金のお支払い 提出いただいた書類の内容を点検し、ご契約内容にしたがって、保険金・給付金などを指定の口座へ送金します。
⑤ 支払内容のご確認 支払金額などの明細を郵送しますので、内容をご確認ください。	

お願い

●保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

2．請求書類について

●請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書等をご提出いただくこともあります。これらの発行費用等はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

3．お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

●当社では、ご提出いただいた医師の診断書等の内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書等の記載内容によっては、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。

※詳しくは、「保険金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

参照　17 ページ
保険金等をお支払いできない場合

4．お支払いなどのご確認について

●保険金・給付金等のお支払い・保険料のお払い込みの免除のご請求に関し、当社で委託した業務士等がご請求内容等の確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人等に電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、症状等について照会・確認をさせていただくことがあります。

5．保険金等のお支払時期について

●保険金・給付金等の請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算して5営業日（＊2）以内にお支払いします。

（＊1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（＊2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）

・土曜日・日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは保険金・給付金等のお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して保険金・給付金等をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

保険金・給付金等をお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1)保険金・給付金等をお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要なとき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を保険金・給付金等の請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人・指定代理請求人等が、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき(当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は保険金・給付金等のお支払いはいたしません。

※保険料のお払い込みの免除の請求についても、上記と同様のお取扱いとなります。

※詳しくは、普通保険約款の「保険金、給付金の支払の時期および場所」等をご覧ください。

参照　50 ページ
約款第 18 条等

●保険金・給付金等のお支払い・保険料のお払い込みの免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社　　お客様サービスセンター

電話番号：**0120-97-2111**（通話無料）

受付時間：月～金曜日９時～18時　土曜日９時～17時

（日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年１月４日）は除きます）

6．保険金等の請求に関して訴訟となった場合

●保険金・給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

※保険料のお払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

参照　55 ページ
約款第 40 条

参照　55 ページ
約款第 38 条

！ご注意

●時効について
保険金・給付金・解約払戻金等のお支払いおよび保険料のお払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照　67 ページ
指定代理請求特約

【２】指定代理請求特約について

●指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が保険金・給付金等を請求できないつぎのような特別な事情（＊）があるときに、**あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が保険金・給付金等を請求できます。**

（＊）請求できない特別な事情

・傷害または疾病により保険金・給付金等の請求を行う意思表示が困難であること
・傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など）　など

代理請求の対象となる保険金・給付金等	指定代理請求人の範囲
・被保険者が受け取る保険金・給付金等 ・被保険者とご契約者が同一の場合の保険料のお払込免除	保険金・給付金等の請求時点において、つぎのいずれかに該当する１名の方 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている（1）以外の方（※） (3) 被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方（※） (4)（2）および（3）に掲げる方と同等の特別な事情がある方（※）

（※）保険金・給付金等の請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金等の受取人等のために保険金・給付金等を請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

・この特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、この保険契約の指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
・この特約は中途付加することができます。
・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
・指定代理請求人は、保険金・給付金等の請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
・この特約は、保険契約者が法人の場合は付加できません。また、保険契約者を法人に変更された場合には、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
・指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金・給付金等の支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲

内であることを証する書類を提出いただきます。

！ご注意

●被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき保険金・給付金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
・ご契約が消滅するなど契約内容が変更されるため
・支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、保険金・給付金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため

●指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。

●つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
・故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
・故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
・故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

保険金・給付金等のお支払い

【１】主契約の保障内容

医療保障付定期保険 (07)

●保障内容

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金 (入院給付金日額×100)	死亡保険金受取人
被保険者が保険期間中に、所定の高度障害状態（＊１）になられたとき	高度障害保険金 (入院給付金日額×100)	被保険者（＊４）
被保険者が保険期間中に、病気により継続して８日以上入院されたときまたは不慮の事故（＊２）による傷害により継続して５日以上入院されたとき	入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者（＊４）
被保険者が保険期間中に、所定の手術（＊３）を受けられたとき	手術給付金 (手術の種類に応じて、 入院給付金日額×10・20・40)	被保険者（＊４）

（＊１）高度障害保険金をお支払いする場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める１級の障害状態などとは異なります。詳しくは、普通保険約款別表３の「高度障害保険金の支払の対象となる高度障害状態」をご覧ください。

参照　59 ページ
約款別表２・３

（＊２）対象となる不慮の事故については、普通保険約款別表２の「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

（＊３）対象となる手術の種類および手術給付倍率については、普通保険約款別表５の「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。普通保険約款別表５に記載していない手術はお支払いの対象になりません。

※お支払い対象外の手術の例

・へんとう切除術、痔核焼灼術、乳腺腫瘍摘出術、子宮頚管ポリープ切除術、レーシック手術　等

参照　62 ページ
約款別表５

（＊４）保険契約者があらかじめ被保険者の同意を得て、保険契約者本人を受取人に指定している場合には、保険契約者とします。

！ご注意

●保険金･給付金等のお支払対象となる死亡･入院等のお支払事由は､責任開始期（ご契約時･復活時）以後の保険期間中に原因が発生したものにかぎります。
ただし、原因となった傷害または疾病が責任開始期（ご契約時・復活時）前にすでに生じていた場合でも、ご契約の締結または復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時）以後に生じた傷害または疾病によるものとみなして取り扱います。
・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき
・責任開始期（ご契約時・復活時）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
・責任開始期（ご契約時・復活時）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合（＊）
（＊）異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について､時期は問いません。
・責任開始期（ご契約時・復活時）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合
●責任開始期（ご契約時・復活時）前または保険期間満了後にお支払事由に該当しても、保険金・給付金等をお支払いすることはできません。
●高度障害保険金をお支払いした場合には、その契約は、高度障害状態になられた時に消滅したものとみなします。
●高度障害保険金・死亡保険金のいずれかをお支払いした場合には、重複してお支払いしません。
●不慮の事故による入院給付金のお支払いは、事故の日から起算して180日以内に入院を開始された場合にかぎります。事故の日から180日経過後に開始した入院は病気による入院とみなします。
●入院給付金の支払日数は、１回の入院について120日分、通算して700日分を限度とします。なお、ご契約を更新される場合の更新後のご契約の支払日数は、更新前のご契約の支払日数と通算します。
●入院給付金の対象となる入院を２回以上し、それらの原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、１回の入院とみなします。ただし、同一の不慮の事故により、事故の日から180日以内に再入院されたとき、また同一の病気によりその入院の退院日後180日以内に再入院されたときは１回の入院とみなし、入院日数を通算します。
●入院の原因が重複した場合でも入院給付金は重複してお支払いしません。
●同時に２種類以上の手術を受けられた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか１種類の手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。

【2】特約の内容

指定代理請求特約

●被保険者が給付金・保険金を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が給付金・保険金を請求できる指定代理請求特約を付加することができます。詳しくは「保険金等の請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

参照　9ページ
指定代理請求特約について

【3】保険期間・自動更新

1．保険期間

●自動更新の際の保険期間・保険料払込期間は、原則として更新前のご契約と同一となります（ただし、当社所定の範囲内で、保険期間を変更して更新することがあります）。

2．自動更新

●保険期間満了日の２週間前（＊1）までに、ご契約者から更新しない旨のお申し出がないかぎり、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で自動更新されます。

（＊1）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。

●更新制度により最長80歳（更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳を限度）まで保障されます。

●更新後のご契約の入院給付金の支払日数は、更新前のご契約の入院給付金の支払日数と通算して700日までとなります。

●更新後のご契約は更新日における約款を適用し、**保険料は更新日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより計算しますので、保障を同一とした場合、通常、更新前に比べて保険料は高くなります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。**

●更新後のご契約のご契約者・被保険者は、更新前のご契約と同一となります。

●更新後の主契約の入院給付金日額等は更新前と同一とします。ただし、あらかじめご契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で、入院給付金日額等を減額することができます。

●**更新時の主契約の内容は、更新前の主契約の内容と異なる場合があります。**

！ご注意

●つぎの場合などは、更新することができません。
- 保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
- 更新日における被保険者の年齢が、当社所定の範囲をこえるとき
- 一定年齢を満期とする歳満期契約のとき　　など

●上記の内容は作成月現在のものであり、今後取扱が変更となる場合があります。

【4】保険金等のお支払いの際の保険料精算について

毎月お払い込みいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

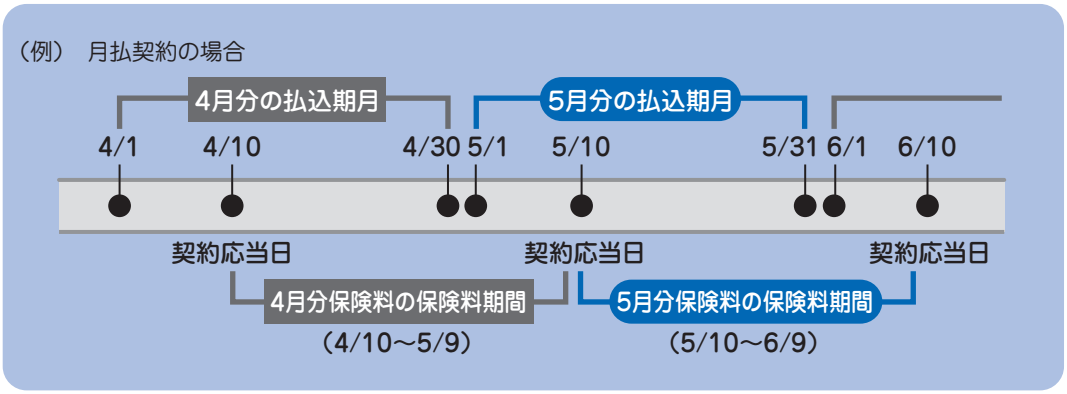

保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日の属する保険料期間の保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱います。

・保険金・給付金等をお支払いするとき
　未払込保険料をお支払いする金額から差し引かせていただきます。
　※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料をお払い込みいただくことがあります。

・保険料のお払い込みを免除するとき
　猶予期間内に未払込保険料をお払い込みいただきます。

●未払込保険料の精算

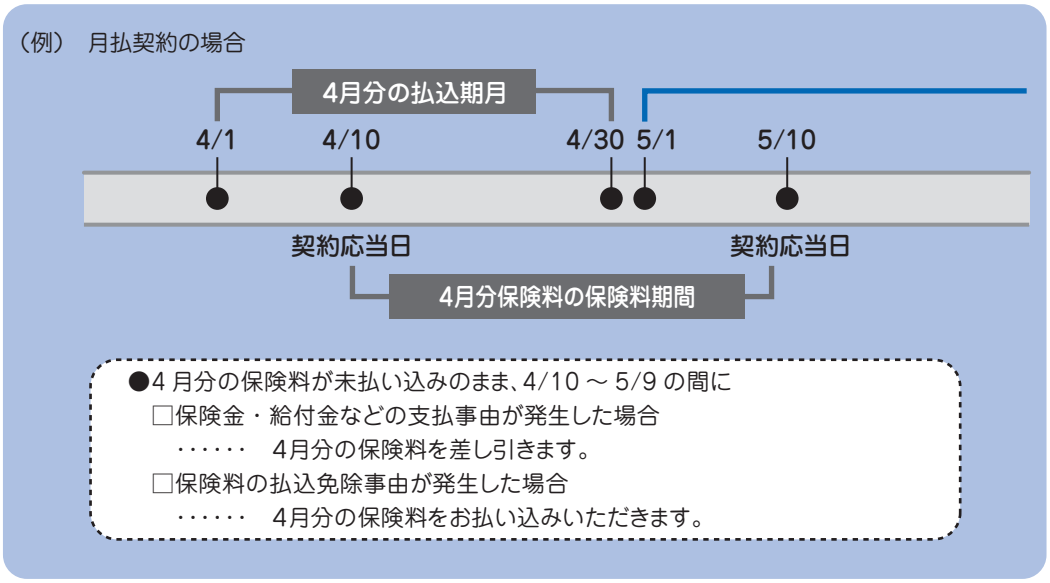

●猶予期間中の未払込保険料の精算

（例）　月払契約の場合

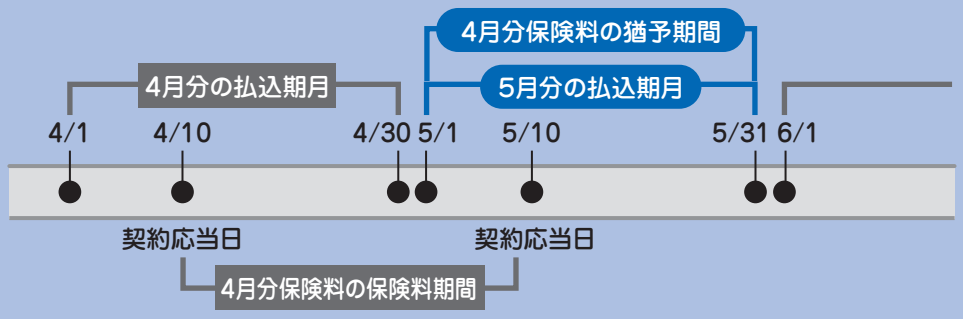

●4月～5月分の保険料（2ヵ月分）が未払い込みのまま、5/10 ～ 5/31 の間に
□保険金・給付金などの支払事由が発生した場合
……　4月～5月分の保険料（2ヵ月分）を差し引きます。
□保険料の払込免除事由が発生した場合
……　4月～5月分の保険料（2ヵ月分）をお払い込みいただきます。

保険料のお払い込みの免除

【１】保険料のお払い込みを免除する場合

●被保険者が保険料払込期間中に、不慮の事故による傷害により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

●保険料のお払い込みを免除する場合

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
不慮の事故による所定の身体障害状態	●被保険者が保険料払込期間中に、責任開始期（ご契約時・復活時）以後に生じた所定の不慮の事故（＊１）による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態（＊２）になられたとき ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に所定の身体障害状態になられたときにかぎります。

（＊１）対象となる不慮の事故については、普通保険約款別表２の「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

（＊２）対象となる身体障害状態とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、普通保険約款別表４の「保険料の払込免除の対象となる身体障害状態」をご覧ください。

参照　59 ページ
約款別表２

参照　59 ページ
約款別表４

！ご注意

●責任開始期（ご契約時・復活時）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害が加わって所定の身体障害状態になられた場合には、保険料のお払い込みを免除できることがあります。

保険金等をお支払いできない場合

【1】保険金・給付金等をお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合

保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除は、約款（特約条項を含みます）の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように保険金・給付金等をお支払いできない場合や保険料のお払い込みが免除できない場合があります。

1．支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合

●保険金･給付金等のお支払事由･保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

◆「入院給付金」のお支払事由に該当しない入院の例

・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき

・普通保険約款別表６に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき

参照　65 ページ
約款別表６

◆「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例

・美容整形手術、診断・検査（生検など）のための手術など治療を目的としない手術を受けたとき

・普通保険約款別表５の「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術のいずれにも該当しない手術を受けたとき

参照　62 ページ
約款別表５

2．支払事由に該当しても保険金・給付金をお支払いできない場合

●支払事由に該当しても保険金・給付金をお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。

・約款に規定された**免責事由**（保険金・給付金を支払わない場合）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

・約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

参照　42 ページ
免責事由一覧

3．責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

●責任開始期前に原因が生じたことにより、保険金・給付金を支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

◆「入院給付金」をお支払いしない入院の例

当社の責任開始期（ご契約時・復活時）前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院したとき

◆「保険料の払込免除」とならない状態の例

当社の責任開始期（ご契約時・復活時）前に生じた不慮の事故による傷害を原因として、所定の身体障害状態になられたとき

※ただし、責任開始期（ご契約時･復活時）前にすでに原因が生じていた場合でも、

ご契約の復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時）以後に生じた原因によるものとみなして取り扱います。

・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき

・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

> ・責任開始期（ご契約時・復活時）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
> ・責任開始期（ご契約時・復活時）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合（＊）
> （＊）異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
> ・責任開始期（ご契約時・復活時）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

4．告知義務違反による解除の場合

●告知義務違反による解除により、保険金・給付金等を支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき

・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

※ただし、告知義務違反の対象になった原因と保険金・給付金等の請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金・給付金等をお支払いします。

5．重大事由による解除の場合

●重大事由による解除により、保険金・給付金等を支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

①ご契約者または受取人等が保険金・給付金等を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき

②受取人に保険金・給付金等の請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき

③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき

④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき

⑤他の保険契約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、保険金・給付金等の受取人が複数の場合、保険金・給付金等のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金・

給付金等を除いた額を、他の受取人に支払います。)。当社は、すでに保険金・給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。

（＊１）暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（＊２）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6．詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、保険金・給付金等を支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
・保険金・給付金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）
※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

7．ご契約が失効している場合

●保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、保険金・給付金等の支払事由が生じても保険金・給付金等をお支払いできません。

※保険金・給付金等をお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

【２】お支払いできない場合等の事例

●保険金・給付金等をお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】保険金・給付金等をお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

事例１　高度障害保険金のお支払い（障害状態と「回復の見込み」）

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
糖尿病性網膜症で左右のきょう正視力とも０．０２以下になったが、回復の見込みがあって治療を続けている場合。 ↓ 「両眼の視力を全く永久に失った」（回復の見込みがない）状態に該当しないため、お支払いできません。	交通事故により、両眼の視力を全く永久に失った場合。（きょう正視力が０．０２以下になって回復の見込みなし）
解　説	
高度障害保険金は、障害状態が回復の見込みのないことがお支払いの要件となります。 普通保険約款別表３の「高度障害保険金の支払の対象となる高度障害状態」は、身体障害者福祉法などに定める１級の障害状態などとは異なり、普通保険約款別表３に定めるものが対象となります。	

参照　59 ページ
約款別表３

事例2　入院給付金のお支払い（1回の入院についての支払日数限度）

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
脳梗塞で継続して140日入院され、いったん退院。退院の３ヵ月後に同じ疾病で継続して80日入院された場合。 ↓ １回目の入院は120日分お支払いしますが、２回目の入院は１回目と通算される結果、支払日数の限度をこえているため、お支払いの対象となりません。	脳梗塞で継続して140日入院され、いったん退院。退院の１年後に同じ疾病で継続して80日入院された場合。 ↓ １回目の入院は120日分お支払いします。 ２回目の入院は新たな入院とみなし、80日分お支払いします。
解　説	
お支払事由に該当する入院を２回以上し、それらの原因が同じかまたは医学上重要な関係にあるときは１回の入院とみなします。ただし、入院給付金のお支払いにおいては、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。	

事例3　手術給付金のお支払い（普通保険約款別表5に定める手術）

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
へんとう炎を繰り返すため、へんとうを摘出する手術（へんとう切除術）を受けた場合。 ↓ へんとう切除術は普通保険約款別表５の「対象となる手術および給付倍率表」に該当する手術ではないため、お支払いの対象となりません。	白内障と診断され、日帰りで白内障・水晶体観血手術を受けた場合。
解　説	
手術給付金は、普通保険約款別表５の「対象となる手術および給付倍率表」に記載されている手術に該当する場合にお支払いします。手術によってはお支払いできないものがあります。 ＜お支払いできない手術例＞ 痔核焼灼（しょうしゃく）術、乳腺腫瘍（しゅよう）摘出術、 子宮頸管ポリープ切除術、レーシック手術　等	

参照　62 ページ
約款別表５

自動更新に際して

【1】お申込みの手続

●お申込みの契約内容は、ご契約者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。
●ご契約者と被保険者が異なる場合、被保険者欄は被保険者ご自身で署名、押印をお願いします。

【2】保険証券について

●ご契約が更新されますと、当社は保険証券をご契約者あてに郵送いたします。保険証券と契約内容が相違していないかお確かめください。
●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちにお客様サービスセンターにご連絡ください。
●保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【3】告知・診査について

●**自動更新の際は、更新時の告知・診査は不要です。**ただし、**復活の際には告知が必要となります**のでご注意ください。

【4】クーリング・オフ制度のお取扱いはありません

●新契約のお申込みについては、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）のお取扱いがありますが、**保険期間満了に伴う自動更新契約については、お申込みの撤回等のお取扱いはいたしません。**

【5】個人情報の取扱について

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱に努めています。

1．個人情報の取得・利用目的

●当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含みます。
①各種保険契約の引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務
※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2．医療・健康等の機微（センシティブ）情報の取扱

●当社はお客様の機微(センシティブ)情報については、各種保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用しません。

3．個人情報の第三者提供の制限

●当社は業務上必要な範囲をこえて、個人情報を第三者に提供しません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。
①各種保険契約の引受、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合
提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。
②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社

（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱については、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めております。）

③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合

④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

⑤団体（集団）扱にて払込の保険契約について、保険料の引去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱の詳細については、当社のホームページ（ https://www.taiyo-seimei.co.jp/ ）をご覧ください。

！ご注意

●上記の内容は当しおり作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【6】本人特定事項等の確認について

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更したときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【7】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1．「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

●保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安

全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】
2024年３月31日以前の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（３）入院給付金の種類および日額
（４）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（５）取扱会社名

2024年４月１日以降の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）普通死亡保険金の金額
（３）入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
（４）災害死亡保険金の金額
（５）がん給付金の一時金額
（６）就業不能保障給付金の月額
（７）先進医療保障給付の件数
（８）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（９）取扱会社名

※2024年４月１日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(２)～(７)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/keiyaku.pdf)をご確認ください。

２．「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記

の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】
つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人

生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/shiharai.pdf)をご確認ください。

3．保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

1．T&D保険グループ各社

当社ならびにT&D保険グループ各社では、経営管理およびリスク管理を実施するとともに、より付加価値の高い商品・サービスの開発・提供を行うため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

●共同利用する個人データ

(1)株式会社T&Dホールディングス の株主さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、所有株式数等に関する情報

(2)T&D保険グループが保有する個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他申込書等に記載された内容および保険金・給付金等のお支払状況その他の下記の利用目的の達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用の利用目的

(1)の個人データ

(A)株式会社T&Dホールディングス の株主さまへのご連絡、各種情報等の提供および 株主管理

(B)その他上記に関連・付随する業務

(2)の個人データ

(A) T&D保険グループの経営管理およびリスク管理、これらに付帯する業務ならびに法令等の遵守

(B) 各種取引の開始・維持管理（各種保険契約の引受けおよび継続・維持管理ならびに保険金・給付金等の支払いを含む。）

(C) T&D保険グループが提供する各種商品・サービスの案内・提供

(D) T&D保険グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理および商品・サービスの充実

(E) その他上記に関連・付随する業務

●共同利用者の範囲

株式会社T&Dホールディングスならびに株式会社T&Dホールディングスの有価証券報告書等に記載されている連結子会社のうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく対外告知を実施済みの会社

●管理責任者

太陽生命保険株式会社
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html

株式会社T&Dホールディングス
https://www.td-holdings.co.jp/company/profile.html

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
https://www.tdf-life.co.jp/company/profile.html#anc-01

T&Dアセットマネジメント株式会社

https://www.tdasset.co.jp/company/about/
ペット＆ファミリー損害保険株式会社
https://www.petfamilyins.co.jp/company/overview/
株式会社All Right
https://all-right.co.jp/company-profile.html

※上記にかかわらず、当社は、ご本人の同意があったとしても、特定個人情報等を共同して利用することはありません。

2．株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同して利用する個人データ
(1)太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払いに関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
(2)その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用者の範囲
太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同利用における利用目的
(1)当社商品・サービスの充実
(2)その他上記に関連・付随する業務

●個人データの管理について責任を有する者の名称、住所および代表者の氏名
太陽生命保険株式会社
住所および代表者の氏名は下記のリンク先をご覧ください。
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html

●共同利用者における個人データの取り扱い
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。　https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/

●当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

【8】当社の組織形態および株式会社の運営について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできませ

ん。

【9】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（＊4））。

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率 等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（＊1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（＊2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者

が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（＊３）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（＊４）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

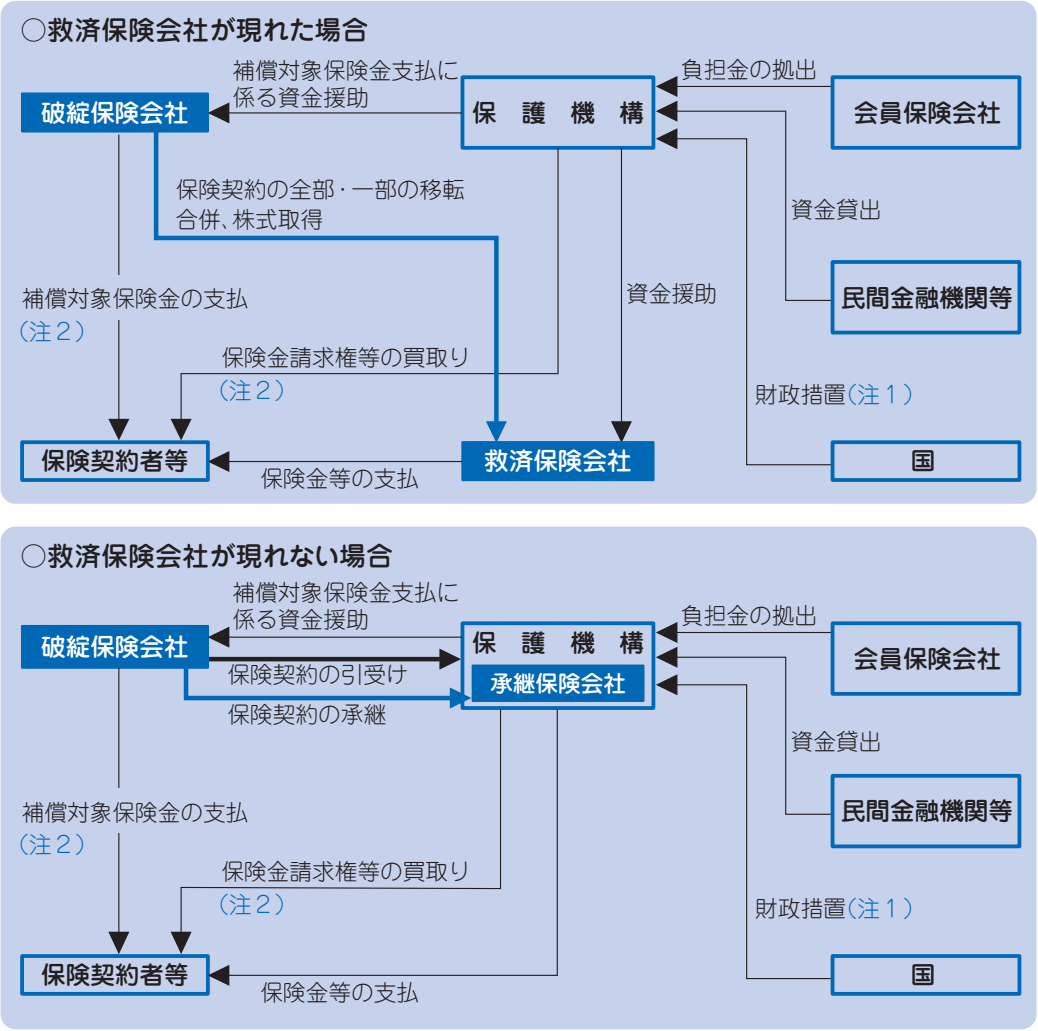

（注１）上記の「財政措置」は、令和9年（2027年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（＊２）に記載の率となります。）

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱に関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL０３－３２８６－２８２０
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

●保険料は払込期月中に当社へお払い込みください。お払い込みにはつぎのような方法があります。

1．口座振替扱によるお払い込み

●当社指定の金融機関等の、ご契約者が指定された口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替扱特約条項」をご覧いただくか、当社の営業職員またはもよりの支社におたずねください。

参照　72 ページ
保険料口座振替扱特約条項

2．送金扱によるお払い込み

●口座振替扱でのお払い込みができない場合に、郵便振替等で保険料をお払い込みいただく方法です。
あらかじめ当社から「お払い込みのご案内」をお送りしますので、払込期月中に同封の振替用紙で、もよりの郵便局等からお払い込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保管してください。

3．団体扱によるお払い込み

●集団扱・団体扱契約の場合に、勤務先団体を経由してお払い込みいただく方法です。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡ししません。

◆保険料をまとめて払い込む方法
保険料をまとめてお払い込みいただける制度として、つぎのような制度があります。

■前納
・まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を前もって納めて（払い込んで）いただく方法です。前納された保険料（前納保険料といいます）はいったん保険会社が預かり、その預かり金の中から、毎年（または半年ごと・毎月）保険料として充当していきます。
・ご契約が途中で消滅（死亡・解約等）した場合や保険料の払込免除事由が発生した場合、**前納保険料の残額（前納未経過保険料といいます）があれば払い戻されます（前納保険料のご契約者のお申し出による払い戻しは行いません）。**

お願い

●お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合は、すみやかにもよりの支社または本社にお申し出ください。お払い込み方法の変更についてお申し出があった場合、当社所定の事務手続きを経て、新たなお払い込み方法に変更させていただきます。

！ご注意

●つぎの場合により保険料のお払い込み方法が変更されたときなどには、保険料が変更されることがあります。
・口座振替扱から送金扱に変更されたとき
・退職などにより所属する団体・集団から脱退されたとき　　など

【2】払込猶予期間とご契約の効力について

●保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にご都合のつかない場合は、猶予期間中にお払い込みください。**保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力がなくなります（失効といいます）。**

●保険料お払い込みの猶予期間はつぎのとおりです。

①月払のご契約・・・・・・払込期月の翌月初日から末日までです。
②年払・半年払のご契約・・・払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）までです。※
※ただし、払込期月の契約応当日が２月・６月・11月の各末日の場合には、それぞれ払込期月の翌々月の４月・８月・１月の各末日までです。

（例）月払の場合

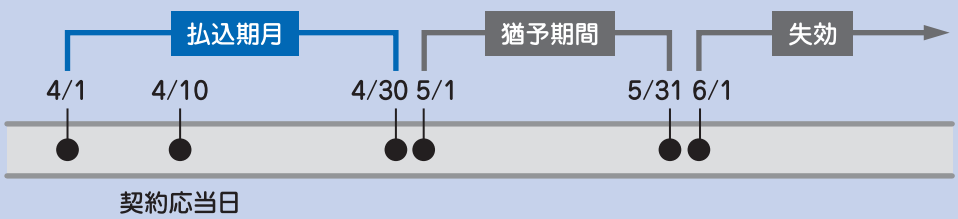

（例）年払・半年払の場合

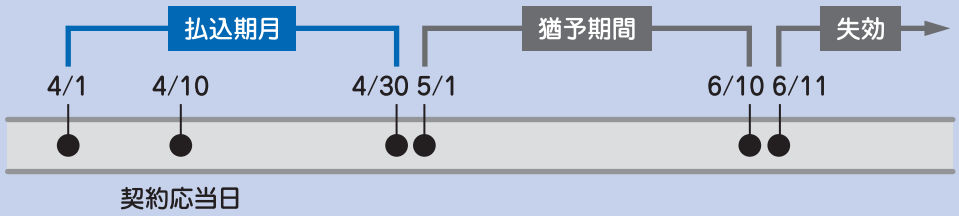

！ご注意

●失効したご契約でも解約払戻金を請求できることがあります。

【3】効力を失ったご契約の復活について

●万一ご契約の効力がなくなった場合でも**失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**
この場合には、以下の取扱いとなります。
・**あらためて告知または診査をしていただきます。**
・その結果、**当社が復活を承諾したときは、お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料（延滞保険料）を一括で払い込んでいただきます。**当社は延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

参照　46ページ
約款第7条

！ご注意

●つぎに該当する場合などは、復活できません。
・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
・すでに解約払戻金を請求されているとき
・ご契約の効力がなくなった状態で保険期間満了日をこえているとき
●営業職員には、復活を承諾する権限はありません。

【4】お払い込みが困難なときの継続方法について

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

1．保険料の負担を軽くしたいとき

参照　53 ページ
約款第 28 条

入院給付金日額の減額

●入院給付金日額を少なくして以後の保険料を少なくすることができます。
＊入院給付金日額の減額は有効中のご契約にかぎりお取扱いします。
＊当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

【5】契約者配当金について

参照　55 ページ
約款第 36、37 条

1．契約者配当金の計算

●契約者配当金は毎年の決算により生じた剰余金からご契約者に公平に分配され、ご契約後３年目（ご契約後２年以上経過したのち）からお支払いします。

2．契約者配当金の支払方法

●契約者配当金は、当社所定の利率（契約者配当金積立利率）による利息をつけて積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、ご契約が消滅したときにお支払いします。なお、この利率は、今後の経済情勢などにより変更されることがあります。
●特にお申し出があれば、契約者配当金を保険料と相殺することもできます。
●上記のほか、ご契約後所定年数を経過したご契約に対して、契約者配当金として特別配当をお支払いすることがあります。

！ご注意

●契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、決算実績によって変動（増減）し、お支払いできないこと（０となること）もあります。

【6】受取人・住所等の変更や証券紛失

1．保険契約者・死亡保険金受取人等の変更

●ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。
●ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡保険金受取人等を変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに保険金等を変更前の受取人

に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は保険金等をお支払いしません。

※死亡保険金受取人等を変更する場合は、当社所定の請求書等を当社担当職員へ提出いただくかまたは当社まで郵送願います。

●ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人等を変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

お願い

●死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。

・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをお願いします。

・死亡保険金受取人が死亡された時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡保険金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

（例）

保険契約者・被保険者　Ａさん（夫）　　死亡保険金受取人　Ｂさん（妻）

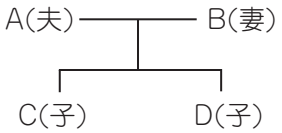

Ａさんより先にＢさんが死亡し、その後Ａさんが死亡した場合

↓

Ｂさんが死亡した時に、Ｂさんの法定相続人である、ＡさんとＣさんとＤさんが死亡保険金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるＡさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Ａさんが死亡した場合は、ＣさんとＤさんが死亡保険金受取人になります。この場合、ＣさんとＤさんの受取割合は均等となります。

！ご注意

●死亡保険金受取人等の変更について

・死亡保険金等の支払事由発生後の受取人の変更はできません。

・遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

●生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。
（税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください。）

2．指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人を変更することができます。この場合、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

〔ご参考〕

高度障害保険金、入院給付金、手術給付金の受取人も所定の範囲内で変更可能です。

参照　39 ページ
税金について

3．住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

●ご契約者は、つぎのような場合には、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
・ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

●当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
・住所の変更　・保険証券の再発行　・指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。
※上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【7】ご解約と解約払戻金について

1．解約について

●生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
したがって、この保険を**解約されたときの解約払戻金は、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

●解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障に役立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

●一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

2．解約した場合の特約の取扱い

●主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

3．解約払戻金の請求について

●ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
●効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
●ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当者または本社お客様サービスセンターへご相談ください。

・お払い込みが困難なとき・・・入院給付金日額の減額があります。

お願い

●ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【8】受取人によるご契約の継続について

参照　56 ページ
約款第 45 条

●債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
●債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている保険金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額（＊）を債権者等に支払う（介入する）ことでご契約を継続することができます。

（＊）解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

税金について

！ご注意

●本項記載の税務のお取扱いは、作成月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

【１】生命保険料控除について

●一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間正味払込保険料（＊１）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。
※この保険は、介護医療保険料控除の対象となります。
（＊１）年間正味払込保険料とは、当年中（１月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料から、その年に支払われた契約者配当金を差し引いたものです。（以下同様とします）

●生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項　目	内　容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間正味払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基因して保険金・給付金等が支払われる保険・特約は、生命保険料控除の対象外となります。 ※保険料払込方法が一時払のご契約の場合、一時払保険料をお払い込みになられたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

●生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社が発行する「生命保険料控除証明書」が必要となります。

■所得税の所得控除額

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全　額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋ 10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋ 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

■住民税の所得控除額

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全　額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋ 6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋ 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

！ご注意

●この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年１月１日以降のご契約に適用されます。
●契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となることがあります。

【2】保険金・給付金の税法上のお取扱い

1．保険金等の非課税扱い

●つぎの保険金・給付金は、一般的に税金がかかりません（ご契約者が法人でかつ受取人の場合は課税されることがあります）。

・高度障害保険金
・入院給付金
・手術給付金

ご参考
所得税法施行令第30条
所得税基本通達９－21

2．死亡保険金の税法上のお取扱い

・ご契約者、被保険者、死亡保険金の受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる死亡保険金にかかる税金が異なります。

〔死亡保険金をお受け取りのとき〕

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合				相続税（＊）
ご契約者と受取人が同一人の場合				所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合				贈与税

（＊）ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金（保険契約が複数ある場合は合算します）の受取人が相続人の場合は、死亡保険金に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

免責事由一覧

【１】保険金・給付金を支払わない場合

保険金・給付金 名　称	免責事由
死亡保険金	・契約日または復活日から２年以内の自殺（＊１） ・保険契約者の故意 ・死亡保険金受取人の故意（＊２） ・戦争その他の変乱（＊３）
高度障害保険金	・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（＊３）
入院給付金 手術給付金	・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存（＊４） ・地震、噴火または津波（＊３） ・戦争その他の変乱（＊３）

（＊１）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、死亡保険金をお支払いすることがありますので、当社にお問い合わせください。

（＊２）死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料の払込年月数により計算した責任準備金をご契約者に支払います。

（＊３）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

（＊４）不慮の事故による入院の場合を除きます。

【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

払込免除事由	免責事由
不慮の事故による所定の身体障害状態	・保険契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波（＊） ・戦争その他の変乱（＊）

（＊）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部のお払込みを免除することがあります。

医療保障付定期保険(０７)普通保険約款

2025年４月１日改正

（この保険の趣旨）

この保険は、被保険者のご健康をお守りすることを主な目的として設計されたもので、つぎの保障を内容とする保険です。

(1) 被保険者が不慮の事故または疾病で入院した場合には、その入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。
(2) 被保険者が所定の手術を受けた場合には、手術給付金をお支払いします。
(3) 被保険者が死亡しまたは高度障害状態になった場合には、死亡または高度障害保険金をお支払いします。

１．会社の責任開始期

第１条　会社は、保険契約の申込を承諾して、第１回保険料を受けとった時から、保険契約上の責任を負います。（以下「保険契約」を「契約」、「保険契約者」を「契約者」といいます。）

②　前項の規定にかかわらず、第１回保険料相当額を受けとったのち、会社が申込を承諾した場合には、第１回保険料相当額を受けとった時（被保険者の健康状態に関する告知前に受けとった場合には、その告知の時）から契約上の責任を負います。

③　会社が契約の申込を承諾したときは、契約者に、契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

(1) 会社名
(2) 契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金および手術給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
(6) 保険期間
(7) 入院給付金日額およびその支払方法
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

④　会社の責任開始の日を契約日とします。

⑤　保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。

２．保険料の払込

（保険料の払込）

第２条　第２回以後の保険料の払込については、払込期間中、月払、半年払または年払の払込方法（以下「払込方法（回数）」といいます。）に応じ、つぎの各期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する所定の保険料額を第３条第１項に定める払込方法（以下「払込方法（経路）」といいます。）にしたがって、それぞれの契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 月払契約の場合には、月単位の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日まで
(2) 半年払契約の場合には、半年単位の契約応当日からその半年後の契約応当日の前日まで
(3) 年払契約の場合には、年単位の契約応当日からその１年後の契約応当日の前日まで

②　前項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、その支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

③　第１項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が発生した場合には、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

④　前２項の場合、未払込保険料の払込については、第５条第３項および第４項の規定を準用します。

（保険料の払込方法（経路））

第３条　契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 会社の本店または指定した場所に持参して払い込む方法

(2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
(3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
(5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）

② 前項第２号の方法による場合には、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第５条第１項の猶予期間内にその未払込保険料を会社の本店または指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金員を派遣します。

③ 月払契約について、第１項第２号の方法による場合には、第５条第１項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。

④ 契約者は、第１項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。

⑤ 保険料の払込方法（経路）が第１項第２号、第３号または第５号である契約において、その契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または指定した場所に払い込んでください。

⑥ 契約者は、第１項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の契約の保険金等ならびにこの契約および他の契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎります。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は契約者と同一人であることを要します。

３．保険料の前納

第４条　契約者は、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、会社の定める率で割り引きします。ただし、月払契約については当月分を含めて６ヵ月分以上払い込むときにかぎり割り引きします。

② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。

③ 契約が消滅した場合または将来の保険料の払込を要しなくなった場合に、前納保険料の残額があるときは、これを契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払う場合には、その受取人に払い戻します。

４．保険料払込の猶予期間および契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第５条　第２回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
(1) 月払契約の場合には、払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 年払契約または半年払契約の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が２月、６月、１１月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで）

② 前項の猶予期間内に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。

③ 前項の給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、給付金を支払いません。

④ 第１項の猶予期間内に保険料の払込の免除事由が発生した場合には、契約者は猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（契約の失効）

第６条　保険料が払い込まれないまま前条第１項の猶予期間がすぎたときは、契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、契約者は、第29条第１項の解約払戻金を請求することができます。

５．契約の復活

第７条　契約者は、契約が失効したのち３年以内は、会社の承諾を得て、契約の復活を請求することができます。

② 会社が契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。

③ 会社は、前項の規定により契約者が払い込むべき金額を受けとった時から、契約上の責任を負います。ただし、払い込むべき金額を受けとったのち、会社が契約の復活を承諾した場合には、この払い込むべき金額を受けとった時（被保険者に関する告知前に受けとった場合には、その告知の時）から、契約上の責任を負います。

④ 前項の規定により会社が責任を開始する日を復活日とします。

⑤　第23条の規定は、本条の規定による契約の復活の場合に準用します。
⑥　会社は、契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

6．契約の更新

第８条　契約者から、保険期間満了の日の２週間（ただし、契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までにとくに反対の申出がないかぎり、契約は保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合を除きます。
(1) 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
(2) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
(3) 一定年齢を満期とする歳満期契約のとき
②　更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、更新前の保険期間と同一とすると前項第２号に該当する場合には、つぎのとおり取り扱います。
(1) 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
　　会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
(2) 前号以外であるとき
　　契約は更新することはできません。
③　更新後の入院給付金日額は、更新前の入院給付金日額と同一とします。ただし、契約者から保険期間満了の日の２週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、入院給付金日額を変更して更新することができます。
④　更新後の契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
⑤　更新後の契約の第１回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
⑥　前項の保険料の払込については、保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合は、更新日の属する月の翌月初日から翌々月の更新日の応当日までの、月払の場合は、更新日の属する月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。この場合、第２条第２項および第３項ならびに第５条第２項から第４項までの規定を準用します。
⑦　更新後の契約の第１回保険料が払い込まれないままで前項の規定による猶予期間が過ぎた場合には、契約は更新されなかったものとします。
⑧　契約が更新された場合には、更新時以後は、会社が更新時に新規契約に適用している普通保険約款および保険料率が適用されます。
⑨　契約が更新された場合に、第11条、第13条、第15条、第17条および第19条の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
⑩　契約が更新された場合は、第29条第１項の規定において、「保険料の払込年月数」とあるのを「更新後のその保険料の払込年月数」と読み替えます。
⑪　この契約の更新時に、会社がこの契約の締結を取り扱っていない場合には、この契約は更新されません。
⑫　前項の規定により契約が更新されないときは、契約者から別段の申し出がないかぎり、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。この場合、第９項の規定を準用します。
⑬　契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

7．保険金の支払およびその請求手続

（死亡保険金の支払）
第９条　被保険者が保険期間中に死亡した場合には、入院給付金日額の 100倍に相当する金額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
②　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、前項の死亡保険金を支払います。

（死亡保険金の請求手続）
第10条　契約者または死亡保険金受取人は、前条に規定する死亡保険金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知してください。
②　死亡保険金受取人は、すみやかに別表１．に定める請求書類を提出して死亡保険金を請求してください。
③　官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体が当該契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が２人以上いるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。
(1) 受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類
(2) 受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
(3) 契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

（高度障害保険金の支払）

第11条　被保険者が、契約日以後または復活日以後の傷害または疾病を原因として、この契約の保険期間中に、別表３．に定めるいずれかの高度障害の状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当した場合－契約日前または復活日前にすでに生じていた障害状態に契約日以後または復活日以後の傷害または疾病（契約日前または復活日前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当した場合を含みます－には、入院給付金日額の 100倍に相当する金額を高度障害保険金として被保険者（ただし、契約者があらかじめ被保険者の同意を得て、契約者本人を受取人に指定している場合には、契約者）に支払います。

② 高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害状態になった時にさかのぼり契約は消滅します。

③ 高度障害保険金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間に保険期間が満了した場合で、保険期間満了の日の翌日から起算して１年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、保険期間満了の日の翌日から起算して１年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、高度障害保険金を支払います。

④ 被保険者が契約日前または復活日前の傷害または疾病を原因として、契約日以後または復活日以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は契約日以後または復活日以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．契約日前または復活日前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．契約日前または復活日前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．契約日前または復活日前に被保険者の自覚および契約者の認識がない場合

（高度障害保険金の請求手続）

第12条　契約者または高度障害保険金の受取人は、前条に規定する高度障害保険金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知してください。

② 高度障害保険金の受取人は、すみやかに別表１．に定める請求書類を提出して高度障害保険金を請求してください。

③ 高度障害保険金の請求に際しては、第10条第３項中「死亡保険金」とあるのは「高度障害保険金」と、「遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）」および「受給者」とあるのは「被保険者または遺族補償を受けるべき者」と読み替えて適用します。

８．給付金の支払およびその請求手続

（入院給付金の支払）

第13条　被保険者が、この契約の保険期間中につぎの各号のいずれかに該当し、別表６．に定める病院または診療所に治療を目的として別表７．に定める入院（以下「入院」といいます。）をした場合には、入院給付金日額（入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、変更日以後の入院期間に対する入院給付金の支払については、変更後の入院給付金日額を基準とします。）にその入院日数を乗じた金額を入院給付金として被保険者（ただし、契約者があらかじめ被保険者の同意を得て、契約者本人を受取人に指定している場合には、契約者）に支払います。

(1) 契約日以後または復活日以後に発病した疾病を直接の原因として、継続して８日以上入院したとき

(2) 契約日以後または復活日以後に発生した別表２．に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内に入院を開始し、継続して５日以上入院したとき

② 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類等があり、かつ、つぎの各号のすべての条件を満たすときは、継続した１回の入院とみなして前項の規定を適用します。

(1) 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の不慮の事故または疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）であること

(2) 転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること

③ 被保険者が、同一の疾病（医学上重要な関係がある２つ以上の疾病は、同一の疾病とみなします。）または同一の不慮の事故を直接の原因として２回以上入院した場合には、その入院について継続した１回の入院とみなし、入院日数を通算して第１項の規定を適用します。ただし、同一の疾病による場合には、その最終の入院の退院日後 180日以内、同一の不慮の事故による場合には、その事故の日から起算して 180日以内に開始した再入院にかぎります。

④ 被保険者の疾病または不慮の事故を直接の原因とする入院期間中に、異なる疾病を併発し（入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合を含みます。）、さらに入院治療を必要とする状態が生じた場合には、入院開始の直接の

原因となった先の事由による１回の入院とみなし、第１項の規定を適用します。

⑤　被保険者の疾病または不慮の事故を直接の原因とする入院期間中に、異なる不慮の事故によりさらに入院治療を必要とする状態が生じた場合には、それぞれ異なる事由による入院とみなし、第１項の規定を適用します。ただし、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複しては支払いません。この場合、入院給付金の支払われない入院日数は、第17条第１号に規定する入院日数の限度の計算には算入します。

⑥　被保険者が、つぎのいずれかに該当し入院した場合には、疾病を直接の原因とする入院とみなして、第１項の規定を適用します。

(1) 不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として入院したとき

(2) 不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日を経過して入院を開始したとき

(3) 別表８．に定める異常分娩のため入院したとき

⑦　被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が発生した時を含んで継続している入院は保険期間中の入院とみなして第１項および第２項の規定を適用します。

(1) 保険期間が満了したとき

(2) 第11条の規定により高度障害保険金を支払ったことによって契約が消滅したとき

⑧　被保険者が契約日前または復活日前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 契約日または復活日から起算して２年以内に開始した入院について、つぎのア．またはイ．のいずれかの場合に該当するときは、その入院は契約日以後または復活日以後に発病した疾病を直接の原因とする入院とみなして、第１項の規定を適用します。

ア．契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

イ．その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ａ．契約日前または復活日前に医師の診療を受けたことがない場合

ｂ．契約日前または復活日前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ｃ．契約日前または復活日前に被保険者の自覚および契約者の認識がない場合

(2) 契約日または復活日から起算して２年を経過したのちに入院を開始した場合には、その入院を契約日以後または復活日以後に発生した原因による入院とみなして、第１項の規定を適用します。

（入院給付金の請求手続）

第14条　契約者または入院給付金の受取人は、前条に規定する入院給付金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知してください。

②　入院給付金の受取人は、すみやかに別表１．に定める請求書類を提出して入院給付金を請求してください。

（手術給付金の支払）

第15条　被保険者が、契約日以後または復活日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を直接の目的として、この契約の保険期間中に、別表６．に定める病院または診療所において別表５．に定めるいずれかの種類の手術を受けた場合には、手術１回につき入院給付金日額にその手術内容に応ずる給付倍率を乗じて得た金額を手術給付金として被保険者（ただし、契約者があらかじめ被保険者の同意を得て、契約者本人を受取人に指定している場合には、契約者）に支払います。ただし、同時に別表５．に定める手術内容のうち、２種類以上の手術を併せて受けた場合には、そのうち最も給付倍率の高いいずれか１種類の手術を受けたものとみなして、その手術内容に応ずる給付倍率による金額を支払います。

②　被保険者が契約日前または復活日前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 契約日または復活日から起算して２年以内に受けた手術について、つぎのア．またはイ．のいずれかの場合に該当するときは、その手術は契約日以後または復活日以後に発生した原因による手術とみなして、第１項の規定を適用します。

ア．契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

イ．その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ａ．契約日前または復活日前に医師の診療を受けたことがない場合

ｂ．契約日前または復活日前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ｃ．契約日前または復活日前に被保険者の自覚および契約者の認識がない場合

(2) 契約日または復活日から起算して２年を経過したのちに手術を受けた場合には、その手術を契約日以後または復活日以後に発生した原因による手術とみなして、第１項の規定を適用します。

（手術給付金の請求手続）

第16条　契約者または手術給付金の受取人は、前条に規定する手術給付金の支払事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知してください。

②　手術給付金の受取人は、すみやかに別表１．に定める請求書類を提出して手術給付金を請求してください。

（給付金の通算支払限度）

第17条　入院給付金の支払限度はつぎのとおりとします。

(1)　１回の入院についての支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。

(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して 700日とします。

９．保険金、給付金の支払の時期および場所

第18条　保険金または給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

②　保険金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金または給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　　第２号もしくは前号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関する契約の締結時から保険金もしくは給付金請求時までにおける事実

③　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第１項および前項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　180日

④　第２項または前項に掲げる事項の確認に際し、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

⑤　第２項または第３項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金または給付金を請求した者に通知します。

10．保険料の払込免除およびその請求手続

（保険料の払込免除）

第19条　被保険者が、契約日以後または復活日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内のこの契約の保険期間中に、別表４．に定めるいずれかの身体障害の状態（以下「身体障害状態」といいます。）に該当した場合（契約日前または復活日前にすでに生じていた障害状態に契約日以後または復活日以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当した場合を含みます。）に

は、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の払込を免除します。
② 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、会社は、払込の免除事由の発生日の翌日以後保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
③ 第28条の規定は、本条により保険料の払込が免除された場合、その払込免除事由の発生時以後は適用しません。
④ 保険料の払込を免除した場合には、契約者に通知します。

（保険料の払込免除の請求手続）

第20条 契約者または被保険者は、前条に規定する保険料払込の免除事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知してください。
② 契約者は、すみやかに別表１．に定める請求書類を提出して保険料払込の免除を請求してください。
③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第18条の規定を準用します。

11．保険金、給付金を支払わない場合および保険料の払込免除をしない場合

第21条 被保険者が、つぎの場合に該当したときは、第９条、第11条、第13条、第15条または第19条の規定にかかわらず、会社は、死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金もしくは手術給付金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。

	免責事由
死亡保険金を支払わない場合	(1) 契約日または復活日から２年以内に自殺したとき (2) 契約者の故意により死亡したとき (3) 死亡保険金受取人の故意により死亡したとき (4) 戦争その他の変乱により死亡したとき
高度障害保険金を支払わない場合	(1) 契約者の故意により高度障害状態になったとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態になったとき (3) 被保険者の犯罪行為により高度障害状態になったとき (4) 戦争その他の変乱により高度障害状態になったとき
入院給付金・手術給付金を支払わない場合	(1) 契約者の故意または重大な過失により入院しまたは手術を受けたとき (2) 被保険者の故意または重大な過失により入院しまたは手術を受けたとき (3) 被保険者の犯罪行為により入院しまたは手術を受けたとき (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故により入院しまたは手術を受けたとき (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故により入院しまたは手術を受けたとき (6) 被保険者の法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故により入院しまたは手術を受けたとき (7) 被保険者の法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故により入院しまたは手術を受けたとき (8) 被保険者の薬物依存（備考４に定めるところによります。）により入院しまたは手術を受けたとき（第13条第１項第２号による場合を除きます。） (9) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院しまたは手術を受けたとき
保険料の払込を免除しない場合	(1) 契約者の故意または重大な過失により身体障害状態になったとき (2) 被保険者の故意または重大な過失により身体障害状態になったとき (3) 被保険者の犯罪行為により身体障害状態になったとき (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故により身体障害状態になったとき (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故により身体障害状態になったとき (6) 被保険者の法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故により身体障害状態になったとき (7) 被保険者の法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故により身体障害状態になったとき (8) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により身体障害状態になったとき

② 前項により死亡保険金を支払わない場合には、保険料の払込年月数により計算した責任準備金を契約者に払い戻します。ただし、契約者の故意による場合には、払い戻しません。
③ 前項の場合には、契約は消滅します。
④ 第１項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料の払込年月数により計算した責任準備金を契約者に支払います。
⑤ 第１項の規定にかかわらず、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により、死亡しもしくは高度障害状態に該当しまたは保険料の払込が免除される身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎におよ

ぼす影響が少ないときは、保険金もしくは給付金を全額または減額して支払い、また、保険料の全部または一部の払込を免除します。

12. 保険金等の支払方法の選択

第22条　契約者（保険金等の支払事由発生後はその受取人）は、保険金等の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払のほか分割払または据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の選択を取り扱いません。

② 前項の規定により分割払または据置払の取扱をする場合には、会社の定める率による利息を付加します。

③ 会社は、分割払における第１回支払の際または据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。

④ 契約者（保険金等の支払事由発生後はその受取人）は、保険金等の支払方法について、分割払または据置払を選択したのちにおいても、会社の承諾を得て、その支払方法の変更を請求することができます。ただし、変更後の支払金額もしくは据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは支払期間もしくは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、分割払または据置払の方法の変更を取り扱いません。

⑤ 保険金等の支払方法について、選択または変更が行われた場合には、契約者（保険金等の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

13. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

第23条　契約の締結または復活に際して、契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

② 契約者が保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって契約の締結または復活を行ったときは、契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

14. 告知義務および告知義務違反による解除

（告知義務）

第24条　契約者または被保険者は、この契約の締結または復活の承諾前に、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、その書面により（または会社の診査医に対しては口頭で）告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第25条　契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったか、または事実でないことを告知した場合には、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。

② 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたのちにおいても、前項の規定によって契約を解除することができます。この場合には、その支払または免除は行わないものとし、また、すでにその支払または免除を行っていたときには、その返還を求めまたは免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者または被保険者もしくは保険金受取人が証明した場合には、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料払込を免除します。

③ 本条により契約を解除するときは、会社は、その旨を契約者に通知します。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

④ 会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定による契約の解除をすることができません。

(1) この契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき

(2) 会社のために契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、契約者または被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１カ月を経過したとき

(5) 契約が契約日または復活日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、契約日または復活日から２年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

⑤　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第26条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または給付金もしくは保険金の受取人がこの契約の給付金（保険金、保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の契約との重複により被保険者にかかる入院給付金日額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ．契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由により解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

②　会社は、給付金（保険金を含みます。以下本項において同様とします。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号ア．からオ．までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第19条に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③　本条による解除は、契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。

④　会社は、支払事由が生じた保険金等について第22条の規定により据置払または分割払の取扱を開始した後に第１項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第３項中、「契約者」とあるのは「保険金等の受取人」と読み替えて適用します。

(2) 第29条中、「保険料の払込年月数により会社の定める方法によって計算した解約払戻金」または「解約払戻金」とあるのは「据え置かれている保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による保険金等の未支払分およびその利息」と読み替え、「保険証券および最終の保険料領収証」とあるのは「支払証書」と読み替えて適用します。

15. 解約

第27条　契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。

16. 入院給付金日額の減額

第28条　契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合には、入院給付金日額の減額を取り扱いません。

②　前項による入院給付金日額の減額分については契約を解約したものとして取り扱います。

③　入院給付金日額を減額した場合には、契約者に通知します。

17. 解約払戻金

第29条　契約の解除、解約または失効の場合には、保険料の払込年月数により会社の定める方法によって計算した解

約払戻金を契約者に払い戻します。
② 前項の規定にかかわらず、第26条第１項第４号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金（保険金を含みます。以下本項において同様とします。）の一部の受取人に対して第26条第２項の規定を適用し給付金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
③ 前２項の解約払戻金請求の場合には、保険証券および最終の保険料領収証を提出してください。
④ 第18条第１項の規定は、本条の場合に準用します。

18. 年齢の計算および年齢、性別の誤りの処理

（年齢の計算）
第30条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。
② 契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（年齢、性別の誤りの処理）
第31条 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、つぎの方法によります。
(1) 実際の年齢が契約締結の当時、会社の保険料表の範囲内であったときは、実際の年齢にもとづいて保険料を訂正します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過額があるときは、その元利金を契約者に払い戻し、不足額があるときは、その元利金を契約者から受け取ります。ただし、保険金の支払事由発生後に誤りを発見した場合には、すでに払い込まれた保険料に超過額があるときは、その元利金を保険金受取人に支払い、不足額があるときは、その元利金を保険金から差し引きます。
(2) 実際の年齢が契約締結の当時、会社の保険料表の範囲外であったときは、会社は、契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料の元利金を契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が、その誤りを発見したとき、すでに保険料表の範囲内に達していた場合には、最低年齢に達した日に契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料は、その契約の保険料に充当し、前号に準じて取り扱います。
② 契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項の規定を準用します。

19. 契約者の住所または集金場所の変更

第32条 契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
② 契約者による前項の通知がなく、契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。
③ 第１項の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、変更後の契約者の住所について会社の定める方法により提供を受けたときは、契約者からの通知の省略を認めることがあります。

20. 契約者または保険金等の受取人の変更

（契約者の変更）
第33条 契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利義務一切を第三者に承継させることができます。
② 前項の規定による契約の承継の場合には、契約者に通知します。

（保険金等の受取人の変更）
第34条 契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡保険金受取人、高度障害保険金の受取人、入院給付金の受取人または手術給付金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金の受取人、入院給付金の受取人および手術給付金の受取人は同一人で、かつ、被保険者または契約者のいずれかであることを要します。
② 前項の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、高度障害保険金の受取人、入院給付金の受取人および手術給付金の受取人を被保険者とする場合を除きます。
③ 死亡保険金受取人が、支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
④ 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
⑤ 第３項および前項により死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
⑥ 保険金等の受取人の変更をするときは、契約者は、別表１．に定める書類を会社に提出してください。
⑦ 第１項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の保険金等の受取人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

21. 契約者または保険金等の受取人の代表者

第35条　契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の契約者を代理するものとします。

②　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が契約者の１人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じるものとします。

③　契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。

④　死亡保険金受取人、高度障害保険金の受取人、入院給付金の受取人または手術給付金の受取人が２人以上いるときも、第１項、第２項の規定に準じて取り扱います。

22. 契約者配当金

（契約者配当金の割当）

第36条　会社は、会社の定める基準により積み立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末につぎの契約に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金の割当を行います。

(1) その事業年度末に契約日（契約が更新された場合は更新日）から１年をこえている有効契約

(2) つぎの事業年度中に保険期間満了（契約が更新される場合を含みます。）により、または契約応当日以後に保険金の支払により消滅する契約

②　前項の規定による割当のほか、会社は、契約日（契約が更新された場合は更新日）から所定年数を経過したのちに消滅する契約に対して契約者配当金の割当を行うことがあります。

（契約者配当金の支払）

第37条　前条第１項第１号の規定により割り当てた契約者配当金はつぎのとおり支払います。

(1) 割当を行ったつぎの事業年度の契約応当日（以下、本条において「契約応当日」といいます。）の前日までの保険料が払い込まれている契約については、つぎのとおり支払います。

ア．契約応当日から会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、契約が消滅したとき（契約が更新されたときを含みます。）または契約者から請求があったときに契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときには保険金とともに保険金受取人に支払います。

イ．前ア．の規定にかかわらず、契約者からとくに申出があった場合には、契約者配当金の割当を行ったつぎの事業年度中に始まる保険年度の保険料の払込のとき（月払契約については保険年度の年央）にその保険料（半年払契約については契約者配当金を等分して）と相殺し、契約者配当金が相殺すべき保険料より多いときは、その差額を現金で支払います。ただし、契約者配当金と保険料の相殺が完了する前で、かつ、契約応当日以後に契約が消滅した場合には、契約者配当金の未支払分を、保険金を支払うときには保険金とともに保険金受取人に支払い、また解約払戻金を支払うときには解約払戻金とともに契約者に支払います。

ウ．前イ．の場合において、契約応当日以後の保険料が前納されている契約または保険料の払込が免除されている契約については、前ア．の規定によります。

(2) 契約応当日前に契約が消滅した場合には、保険金を支払うときまたは保険期間満了のとき（契約が更新されるときを含み、以下、本条において同様とします。）に、保険金受取人または契約者に支払います。ただし、保険期間満了のときは、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。

②　前条第１項第２号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険金を支払うときまたは保険期間満了のときに、保険金受取人または契約者に支払います。ただし、保険期間満了のときは、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。

③　前条第２項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

④　契約者配当金を請求するときは、契約者は、別表１．に定める書類を会社に提出してください。

⑤　契約者配当金の支払時期および支払場所については、第18条第１項の規定を準用します。

23. 時効

第38条　保険金、給付金、払戻金および契約者配当金ならびに保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅します。

24. ＜削除＞

第39条　＜削除＞

25. 管轄裁判所

第40条　この契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取

人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内に支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
② この契約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. デビットカード等による保険料等の払込

第41条 契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。
② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。
③ 第１項のほか、契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、契約者に責任開始の日を通知します。

27. 他の保険契約から更新する場合の特則

第42条 会社の定める他の保険契約からこの保険契約に更新する場合には、第８条の規定を準用します。

28. 平成19年３月31日以前に締結された他の保険契約から更新する場合の特則

第43条 平成19年３月31日以前に締結された他の保険契約からこの保険契約に更新する場合、更新後の保険契約の被保険者の年齢は、つぎの各号のとおりとします。
(1) 更新日における被保険者の年齢（以下本条において「更新年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。
(2) 更新後の被保険者の年齢は、更新年齢に、更新日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。

29. 遺言による保険金等の受取人の変更

第44条 第34条（保険金等の受取人の変更）に定めるほか、契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、第34条に定める保険金等の受取人を変更することができます。
② 前項の保険金等の受取人の変更は、第34条第２項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
③ 本条による保険金等の受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
④ 契約者の相続人は、別表１．に定める書類を会社に提出してください。

30. 給付金等の受取人による契約の存続

第45条 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。
② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1) 契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 契約者でないこと
(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと
③ 前項の場合、給付金等の受取人は、別表１．に定める書類を会社に提出してください。
④ 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第７項までのとおり取り扱います。
(1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）
(2) 支払事由の発生により契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）
(3) 支払事由の発生により契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）
(4) 支払事由の発生により契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）
ア．生存を支払事由とする給付金等
イ．解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等

⑤　前項第１号から第３号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

⑥　第４項第４号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ．当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第２項本文の金額は、前ア．の金額を差し引いた金額とします。

ウ．第１項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「契約者」と読み替えます。

⑦　第４項第５号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額は、第１回および第２回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ．契約は支払事由が生じた時に消滅します。

31．年払および半年払の契約における取扱

第46条　契約日が平成22年３月１日以降の年払および半年払の契約について、つぎの事由が生じた場合、契約者が払い込んだ保険料期間の経過に応じて、会社の定める方法により、解約払戻金および責任準備金の再計算を行い、未経過月数に相当する金額を契約者に支払います。

(1) 契約の解約（入院給付金日額の減額および契約の解除を含みます。）

(2) 責任準備金を支払うこととなる免責事由の該当

(3) 契約の契約見直し

②　前項第３号に該当する場合、未経過月数に相当する金額を、契約者への支払にかえて責任準備金に含めることができるものとします。

32．情報端末による契約の申込等に関する特則

第47条　契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 契約者は、契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、契約の申込をすることができるものとします。

(2) 契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。

②　会社は、前項の規定による契約の申込および告知を受けたときは、その契約の申込および告知に関する書面等を契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

【別表１】　請求書類

(1) 保険金等の請求に必要な書類

項　目	必 要 書 類
１．死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

項　目	必 要 書 類
2．高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、高度障害保険金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
3．入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
4．手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、手術給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
5．保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
6．契約者配当金	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外
の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、
請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。
2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項　目	必要書類	
1．保険金等の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
	遺言による場合	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
2．給付金等の受取人による契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類	

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外
の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、

請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

【別表２】　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は(1) によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、(2) の事故は除外します。

(1) 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、(1) の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、(1) の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

(2) 除外する事故

項目	除外する事故
１．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
２．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ａ．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ｂ．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ｃ．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

【別表３】　高度障害保険金の支払の対象となる高度障害状態

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったとき
(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき
(3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき
(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
(6) １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
(7) １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったとき

【別表４】　保険料の払込免除の対象となる身体障害状態

(1) 両耳の聴力を全く永久に失ったとき

(2) １眼の視力を全く永久に失ったとき
(3) １上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったとき
(4) １下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったとき
(5) １手の５手指を失ったかもしくは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったとき
(6) 10足指を失ったとき
(7) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すとき

別表３および別表４の備考

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

４．耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が９０デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

５．上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節・ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込がない場合をいいます。
(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

６．脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頚椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

７．手指の障害

(1)「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

８．足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

呼 称

身体呼称

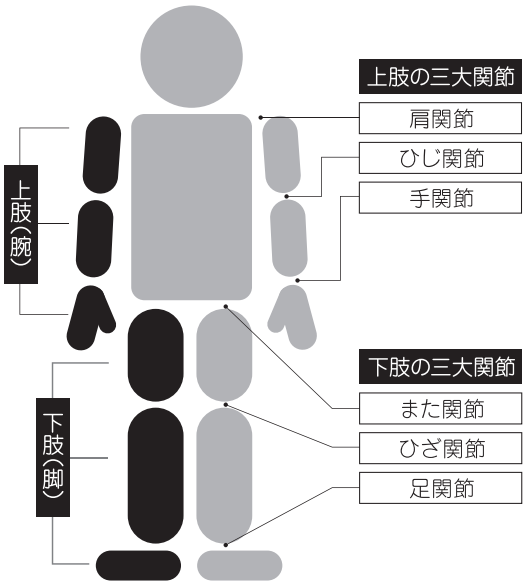

手指の呼称

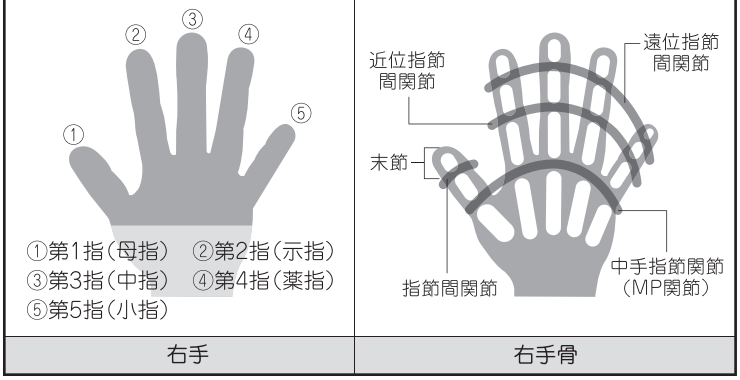

足指の呼称

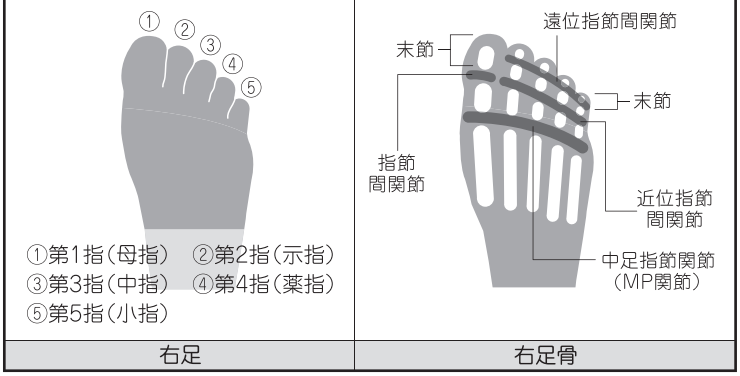

(身体)障害図解例

手・足を失ったもの

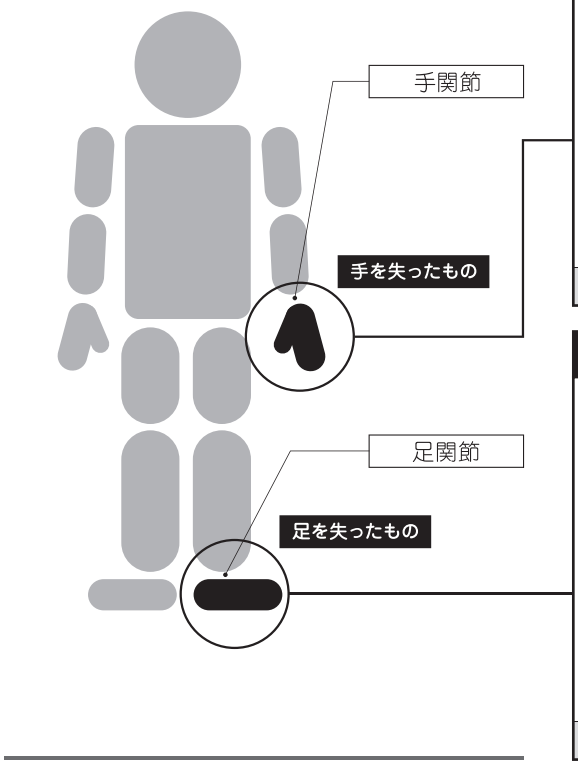

手指を失ったもの

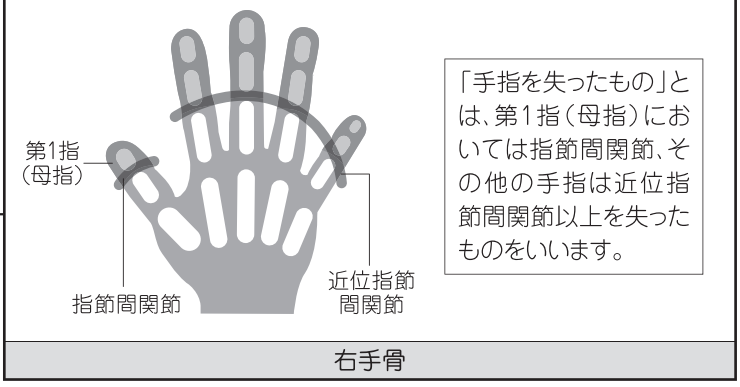

「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

足指を失ったもの

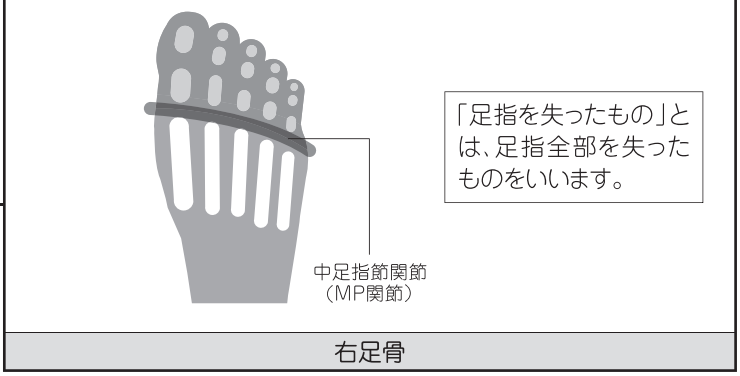

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【別表５】 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号１～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25ｃｍ２未満は除く。）	20倍
2.	乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20

手術番号	手　術　の　種　類	給付倍率
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20倍
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者にかぎる。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頚管形成術・子宮頚管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頚管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
§神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40倍
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（視力矯正手術を除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20

手術番号	手　術　の　種　類	給付倍率
§上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20倍
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10
§新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10

【別表６】 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

【別表７】 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表６．に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【別表８】 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	O00～O08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
○分娩の合併症	O60～O75
○分娩（O80～O84）中の	
・単胎自然分娩（O80）中の	
・自然骨盤位分娩	O80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
・帝王切開による単胎分娩	O82
・その他の介助単胎分娩	O83
・多胎分娩	O84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
○その他の細菌性疾患（Ａ30～Ａ49）中の	
・産科的破傷風	Ａ34

備考

１．治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などのため入院している場合のことをいいます。

２．治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、例えば、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。

3．医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係

(2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係

(3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

4．薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

指定代理請求特約

2025年4月1日改正

（特約の締結）

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

ア．被保険者が受取人に指定されている保険金

イ．被保険者が受け取ることとなる保険金

ウ．被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

②　被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

（指定代理請求人の指定および変更）

第３条　この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で１人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第２号から第４号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者。以下同様とします。）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎります。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等内の親族

(2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている前号以外の者

(3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

(4) その他第２号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者

②　保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

③　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

④　指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表１に定める書類を会社に提出してください。

（指定代理請求人による保険金等の請求）

第４条　保険金等の受取人が保険金等または保険料の払込免除を請求できないつぎのいずれかの特別な事情があると会社が認めたときは、前条の規定により保険契約者が指定または変更した指定代理請求人が、別表１に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求できます。

(1) 傷害または疾病により保険金等または保険料の払込免除の請求を行う意思表示が困難であること

(2) 傷病名の告知を受けていないこと

(3) その他第１号または前号に準じる状態であること

②　指定代理請求人が前項の請求をする場合、指定代理請求人はその請求時において前条第１項に定める範囲内であることを要します。

③　第１項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

④　本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者

(2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者

(3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者

(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

⑤　指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

（指定代理請求人への解除通知）

第５条　この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代

理請求人に通知することがあります。
(1) 告知義務違反による解除
(2) 重大事由による解除

（特約を付加した場合の取扱）

第６条　この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

②　保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

③　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

第７条　この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

第８条　保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人とします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第９条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第４条（指定代理請求人による保険金等の請求）第５項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。

(2) 第５条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第６条（特約を付加した場合の取扱）第３項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）

第１０条　主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、被保険者と保険契約者が同一人のときは、第２条（特約の対象となる保険金等）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) 会社の定める主契約の普通保険約款（主契約の各普通保険約款を含みます。）または主契約に付加されたその他の特約（以下「主特約」といいます。）の特約条項により被保険者が受取人と定められた保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

」

別表１　請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
１．保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1．指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

専用集団取扱特約

平成20年6月2日改正

（用語の定義）

第１条　この特約条項において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

(1)「普通集団」

「普通集団」とは、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の集団で保険料をとりまとめて払い込むことができる集団をいいます。

(2)「特別集団」

「特別集団」とは、つぎのいずれかに該当し、かつ、集団で保険料をとりまとめて払い込むことができる集団をいいます。

ア．預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金の預金者集団

イ．集団の主たる目的が物品等の購入に際し、信用供与を受けるものである集団

（特約の締結）

第２条　この特約は、普通集団または特別集団において、それぞれの集団に応じて、つぎの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により、当会社の定める主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(1) 普通集団の場合

ア．普通集団、普通集団の代表者または普通集団に所属する者を保険契約者とすること

イ．普通集団に所属する者が保険契約者であるときは、被保険者を保険契約者本人またはその同居の親族もしくは使用人とし、かつ、保険契約者が10名以上であること

ウ．普通集団または普通集団の代表者が保険契約者であるときは、被保険者をその普通集団に所属する者またはその同居の親族もしくは使用人とし、かつ、被保険者が10名以上であること

(2) 特別集団の場合

ア．特別集団、特別集団の代表者または特別集団に所属する者を保険契約者とすること

イ．特別集団に所属する者が保険契約者であるときは、被保険者を保険契約者本人またはその同居の親族もしくは使用人とし、かつ、保険契約者が10名以上であること

ウ．特別集団または特別集団の代表者が保険契約者であるときは、被保険者をその特別集団に所属する者またはその同居の親族もしくは使用人とし、かつ、被保険者が10名以上であること

②　前項第２号の場合、当会社と特別集団取扱契約を締結していることを要します。

③　普通集団または特別集団を通じて、当会社の定める同一の保険種類につき、第１項の条件を満たすことを要します。

（契約日の特則）

第３条　この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。

②　保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

③　前２項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しないことがあります。

（一括保険証券等）

第４条　当会社は、普通集団または特別集団（それぞれの集団の代表者を含みます。以下「普通集団等」といいます。）を保険契約者とする保険契約については、普通集団等に一括保険証券および被保険者名簿を交付して、個々の保険契約に対する保険証券は発行しないことがあります。

②　前項の場合には、当会社は、個々の保険契約に対して被保険者証を発行します。

（保険料の払込方法（回数））

第５条　保険料の払込方法（回数）は、年払、半年払または月払とし、普通集団等を通じて同一とします。

（保険料率）

第６条　この特約による取扱を行う保険契約については、当会社の定める集団保険料率を適用します。

（保険料の払込）

第７条　第２回以後の保険料は、普通集団等がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、普通集団等が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

② 前項の保険料については、当会社は、普通集団等の保険料総額に対する領収証を普通集団等に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

（特約の失効）

第８条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約者または被保険者が普通集団等から脱退したとき（第２条（特約の締結）第１項に定める資格に該当しなくなったときを含みます。）

(2) 第２条（特約の締結）第１項に規定する人数が10名未満となり、６か月（月払契約の場合は３か月）を経過しても10名以上に復さないとき

(3) 当会社と普通集団等との協議により専用集団取扱を廃止したとき

② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

（契約者配当金の割当および支払）

第９条 この特約による取扱を行う保険契約については、当会社は、当会社の定める基準により積み立てた契約者配当準備金中から、主約款の契約者配当金の割当に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の割当に関する規定を含みます。）にかかわらず、毎事業年度末に、有効な保険契約に対して、当会社の定める方法により計算した契約者配当金の割当を行います。

② 前項の規定により割り当てた契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について、普通集団等ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

③ この特約を付加した主契約が無配当の保険契約である場合には、本条の規定は適用しません。

（協議内容の決定および変更）

第10条 特別集団の場合、つぎの各号の事項については、特別集団取扱契約締結の際、当会社は、保険契約者（特別集団に所属する者を保険契約者とする場合にはその代表者とします。以下本条において同様とします。）と協議のうえ定めます。

(1) 被保険者の加入に関する事項

(2) 被保険者の選択に関する事項

(3) 被保険者の脱退に関する事項

(4) 保険金額等に関する事項

(5) 保険期間に関する事項

(6) 保険料に関する事項

(7) その他必要な事項

② 前項の規定により定められた事項については、特別集団取扱契約締結後においても当会社と保険契約者とが協議のうえ、当会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。

③ 本条の規定により定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

（主約款の規定の適用）

第11条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を適用します。

（第１回保険料の払込に関する特則）

第12条 第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回保険料を、普通集団等に所属する者に支払う給与から控除したうえで、普通集団等がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第１回保険料を控除した日（普通集団等と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第１回保険料の払込があったものとします。

(2) 第１回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から普通集団等の口座に振り替えたうえで、普通集団等がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第１回保険料を指定口座から普通集団等の口座に振り替えた日（普通集団等と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第１回保険料の払込があったものとします。

(3) 前２号以外の場合には、第１回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第１回保険料の払込があったものとします。

② 前項の場合、第７条（保険料の払込）第２項の規定を準用します。

③ 前２項の規定にかかわらず、当会社が普通集団等ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

保険料口座振替扱特約

2023年5月1日改正

（特約の適用）

第１条　この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

②　この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

（保険料率）

第２条　この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

②　前項の規定にかかわらず、この特約が付加された５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。

③　第１項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

（保険料の払込）

第３条　保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

②　前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

③　第１項または第２項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。

④　第１項または第２項の規定により同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。

⑤　保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）

第４条　会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

(1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。

(2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第１項または第２項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

(3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。

②　本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第３項から第５項までの規定を準用します。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

第５条　第３条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料１か月分の保険料口座振替を行います。

(2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。

②　前条第１項第１号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第１号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。

③　前条第１項第２号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第１項第２号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第１項の規定を適用します。

④　前条第１項第３号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第１項第３号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行いません。

⑤　第１項から第３項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

第６条　保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

②　第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第１項第１号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。

③　保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。

④　提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。

⑤　会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第７条　つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき
(2)　主契約が失効したとき
(3)　保険料の振替貸付が行われたとき
(4)　保険料の払込を要しなくなったとき
(5)　保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
(6)　第１条（特約の適用）第２項の条件を満たさなくなったとき
(7)　第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第５項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第８条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第９条　第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第１条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第１回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

(1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
(2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき

②　指定口座から振り替えられるべき第１回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第３条（保険料の払込）第１項の規定中「払込期月中の会社の定めた日」とあるのは「会社の定めた日」と読み替えます。
(2) この特約の第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第６条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第７条（特約の消滅）の規定は適用しません。

③　第１回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
(2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第１回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

④　第１項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第１回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

(1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。

(2) 追加指定契約の第１回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。

(3) 追加指定契約の契約日から第１回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。

ア．給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第１回保険料を差し引きます。

イ．前ア．の場合、支払うべき金額が差し引くべき第１回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込むことを要します。この第１回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。

ウ．保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第１回保険料を払い込んでください。この第１回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

エ．会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

第10条　保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第１項第１号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。

(2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。

(3) 第１号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料１か月分の保険料口座振替を行います。

②　前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第５項の規定を準用します。

③　保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

第11条　保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を１契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第12条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（保険料率）第３項の規定は「第１項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。

(2) 第３条（保険料の払込）第１項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第４条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第２項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。

(4) 第８条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(5) 第９条（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第１項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第１条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

(6) 会社の定める保険料払込免除特約等を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替扱により払い込むことができます。この場合、第９条（第１回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第２項および第４項の規定を準用します。

（契約日の特則）

第13条　保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾し

たときには、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。
(1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。
(2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

全国支社一覧

（作成月現在）

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
旭川	070-0031	旭川市一条通9-右10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1-1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3-1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5-4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5-2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7-2-3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2-6-3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町12-2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25-1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3-9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3-1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル1階	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5-1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形2階	023-632-2761
新庄	996-0023	新庄市沖の町2-4 ビーンズ新庄ビル3階・4階	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
牛久	300-1234	牛久市中央4-24-2 アルシェビル4階	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1-2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町57-1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42-5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町18-1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-4-9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5-3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町26-4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2-8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19-6 越谷ビル6階	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-5	043-222-4121
木更津	292-0805	木更津市大和2-1-2 ヤスミビル7階	0438-23-1035
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11-4	047-334-3244

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
柏	277-0842	柏市末広町6- 3	04-7145-4155
松戸	271-0091	松戸市本町1- 5 MKビル5階	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29- 7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町 19- 8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41- 8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17- 4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル7階	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町 2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49- 4	03-3987-4321
中野	165-0026	中野区新井2-30- 5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17- 8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17- 4	03-3762-5728
蒲田	144-0052	大田区蒲田5-24- 2 損保ジャパン蒲田ビル5階	03-5480-4035
田無	188-0012	西東京市南町3-25- 2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11- 2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9- 1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
相模原	252-0143	相模原市緑区橋本6- 5-10 中屋第2ビル4階	042-700-0237
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 445- 1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6- 3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1- 3- 1	045-261-8381
横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-50-14 コプレ二俣川オフィス 10 階	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20- 1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町 6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町 17- 4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 13- 2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15- 4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
小田原	250-0012	小田原市本町1- 1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2- 4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4- 1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1- 3-14	076-432-1534
金沢	920-0024	金沢市西念2- 1-12	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2- 1	0776-22-6630

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
沼津	410-0056	沼津市高島町 11-13	055-921-5325
富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル2階	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル2階・3階	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中央区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鵜の森1- 1-18	059-351-1065
津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル2階・3階	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル3階	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16－1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2- 7- 1 ニューアルカイックビル5階	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3- 1- 4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2－8－3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条 432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1- 2- 3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2- 7- 2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町 519- 1 山陰中央新報駅前ビル5階	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1- 2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2- 1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町 18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町 12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2- 5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6- 8- 1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル4階	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2- 3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2- 3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2- 1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町 3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8- 6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1- 4- 8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3- 5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町 4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1- 1- 1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14	099-224-3835
那覇	900-0006	那覇市おもろまち1- 3-31 那覇新都心メディアビル 西棟9階	098-941-3313
コザ	904-0031	沖縄市上地1- 1- 1 コザ・ミュージックタウン	098-931-9134

=MEMO=

太陽生命からのお願い

●つぎのようなときには、もよりの支社または本社まですぐお知らせください。

・ご転居、住所表示変更、などのとき

・名義変更（契約者変更、受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき

●当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または本社「お客様サービスセンター」までお気軽にご連絡ください。

※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。

●ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。

●保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
ご一読いただき、内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。
特に、

1．保険金・給付金等のお支払いについて
2．保険料のお払い込みの免除について
3．保険金等をお支払いできない場合について
4．クーリング・オフ制度について
5．保険料の払込方法について
6．払込猶予期間とご契約の効力について
7．効力を失ったご契約の復活について
8．ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター　0120-97-2111（通話無料）
受付時間　月～金曜日　9時～18時　土曜日　9時～17時
（日曜日・祝日・年末年始[12月30日～翌年1月4日]は休業します）

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。

●「T＆D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

太陽生命保険株式会社
ホームページ　https://www.taiyo-seimei.co.jp/
（本社）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
（表紙に記載のしおり約款閲覧コードで検索できます。）

2025年2月作成

個-730-24-655(2025/2/3)